

地域未来投資促進法（企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律）の概要

1. 背景

（1）地域経済における事業環境の変化

- 近年、地域経済における事業環境の変化に伴い、産業・雇用の担い手は多様化。
特に、今後成長が期待される分野として、①成長ものづくり分野（医療機器、航空機部品、新素材等）、②農林水産、地域商社、③第4次産業革命（IoT、AI、ビッグデータ活用）、④観光・スポーツ・文化・まちづくり、⑤環境・エネルギー、⑥ヘルスケア・教育サービス等。

（2）これまでの産業集積の成果と課題

- 旧法（企業立地促進法）による制度は、企業立地等の促進による産業集積に一定程度寄与したと評価できるが、地域への経済的波及効果が十分に認められないこと、非製造業の事業者の多くが主要な支援措置の対象外であったこと等が課題。

（3）支援の枠組みの最適化の必要性

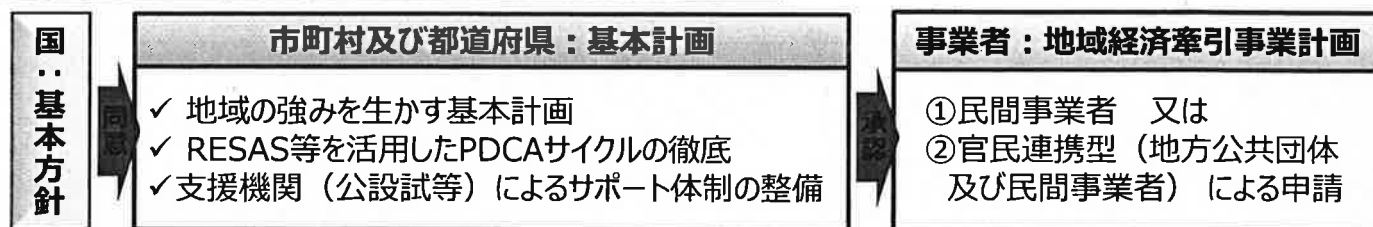
- 地域の特性を活用した事業の生み出す経済的波及効果に着目し、これを最大化すべく政策資源を集中することが重要。
○製造業のみならずサービス業等の非製造業を含む幅広い事業を対象とした支援措置が必要。

2. 法律の概要

地域の成長発展の基盤強化を図るため、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼすことにより地域経済を牽引する「地域経済牽引事業」に係る計画を承認する制度を創設するとともに、当該計画に係る事業を支援するための措置等を講ずる。

3. 措置事項の概要

（1）「地域経済牽引事業計画」に係る承認制度



※②の場合は、国が承認

（2）承認された計画に係る事業に対する支援措置

①設備投資に対する支援措置

- ・設備投資減税（法人税）
- ・地方税（固定資産税等）の減免に伴う補てん措置

②財政・金融面の支援措置

- ・地方創生推進交付金の活用
- ・リスクマネーの供給促進（地域経済活性化支援機構（REVIC）、中小企業基盤整備機構等によるファンド創設）

③規制の特例措置等

- ・農地転用許可、市街化調整区域の開発許可等に係る配慮
- ・補助金等適正化法の対象となる財産の処分の制限に係る承認手続の簡素化

④その他

- ・事業者から地方公共団体に対する事業環境整備の提案手続